

1. 使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物の地域別処分期限（電気事業法）

（使用している高濃度 PCB 使用電気工作物は期限までに廃止し処分）

[変圧器・コンデンサー等]

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日

（電気設備に関する技術基準を定める省令附則第 2 項ただし書に規定する別に告示する期限
「平成 28 年経済産業省告示第 237 号 第 2 条」より一部引用）

（備考）

- ・期限の翌日から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、
期限から一年を経過した日

2. 使用中の高濃度 PCB 使用製品の地域別処分期間等（PCB 特措法）

（所有している高濃度 PCB 使用製品は処分期間までに廃棄し処分）

[電気工作物以外の高濃度 PCB 使用製品（安定器、汚染物等）]

所有の場所の所在する区域	処分期間
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで

（参考：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画）

（備考）

- ・処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、
確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者は、処分期間に代えて特例処分
期限日までに行わなければならない。

3. 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

(保管している高濃度 PCB 廃棄物は処分期間までに処分)

高濃度 PCB 廃棄物の種類	JESCO の処理施設	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
廃 PCB 等、廃変圧器、廃コンデンサー等	北九州 (北九州市若松区)	A 地域	平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日まで	平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日まで
	大阪 (大阪市此花区)	B 地域	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで
	豊田 (愛知県豊田市)	C 地域	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで
	東京 (東京都江東区)	D 地域		
	北海道 (北海道室蘭市)	E 地域		
上記以外の高濃度 PCB 廃棄物 (安定器、汚染物等、3kg 未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器) ※小型電気機器の一部を除く	北九州 (北九州市若松区)	A 地域 B 地域 C 地域	平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで	平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで
	北海道 (北海道室蘭市)	D 地域 E 地域	平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで	平成 36 年 (2024 年) 3 月 31 日まで

(注) 保管の場所の所在する区域については、以下のとおり。

- A 地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B 地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C 地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D 地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E 地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

(備考)

- ・廃 PCB 等とは、高濃度 PCB 廃棄物のうち、PCB 原液又は PCB を含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。
- ・廃変圧器、廃コンデンサー等とは、高濃度 PCB 廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。
- ・処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者は、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

(参考：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)